

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業  
実績報告書



京都市

## <目次>

1. 京都市の概要	.....	p. 3
2. 事業目的	.....	p. 3
3. 事業実施主体	.....	p. 4
4. 事業要旨	.....	p. 4
5. 地域生活支援拠点等の整備の種類	.....	p. 5
6. 事業内容	.....	p. 5
7. 必要な機能の具体的な実施内容	.....	p. 5
8. 事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）	.....	p. 7

## 京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業の実施（障害者地域生活支援拠点の設置）について

### 1 京都市の概要（平成28年5月1日現在）

人口 1,475,125人

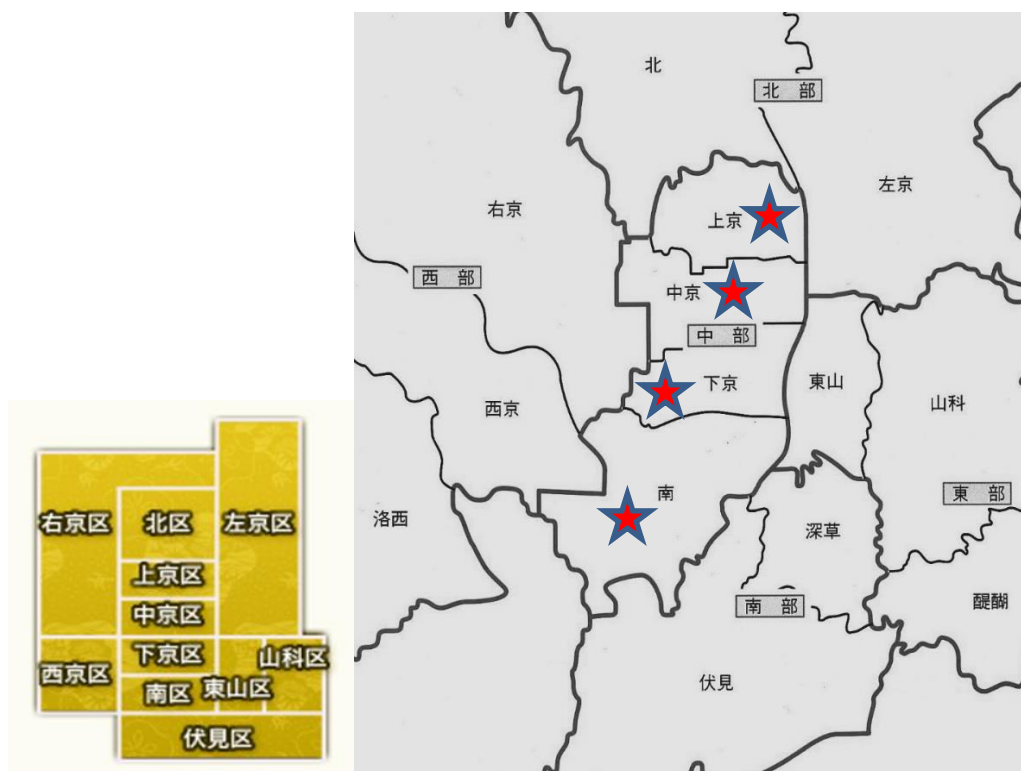
世帯 710,947世帯

面積 827.83km<sup>2</sup>

障害福祉サービス利用者数 10,817人

障害者地域生活支援センター 市内に15箇所設置（5圏域に3箇所ずつ）

★モデル事業実施区 中部圏域の上京区、中京区、下京区、南区



### 2 事業目的

第4期京都市障害福祉計画（計画期間平成27年度から平成29年度の3年間）において、国の定める基本指針を踏まえ、「障害者の地域生活の支援」として障害者地域生活支援拠点の整備を、成果目標として掲げている。

本市においては、障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供する地域生活支援のた

めの拠点を整備することを目的に「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」を実施し、障害のある方の一層の安心の確保に着手しながら、ニーズの精査を行い、その後の障害者地域生活支援拠点のあり方を検討していくものである。

### 3 事業実施主体

設置先 京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」  
 所在地 京都市中京区壬生仙念町30番地  
 京都市地域リハビリテーション推進センター1階

### 4 事業要旨

地域生活支援拠点の5つの機能のうち、主に「相談」と「緊急時の受入」のコーディネートを担うものとして、「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」を平成27年6月から開始した。市内中心部の中部圏域（上京区，中京区，下京区，南区）を対象に、障害者地域生活支援センター「なごやか」に地域生活支援拠点を設置し、身体障害，知的障害，精神障害及び難病等の方からの土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に福祉サービスの利用調整の必要の高い方に対して、地域生活支援拠点の相談員があらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」※1の作成を行っている。 ※1別紙1参照

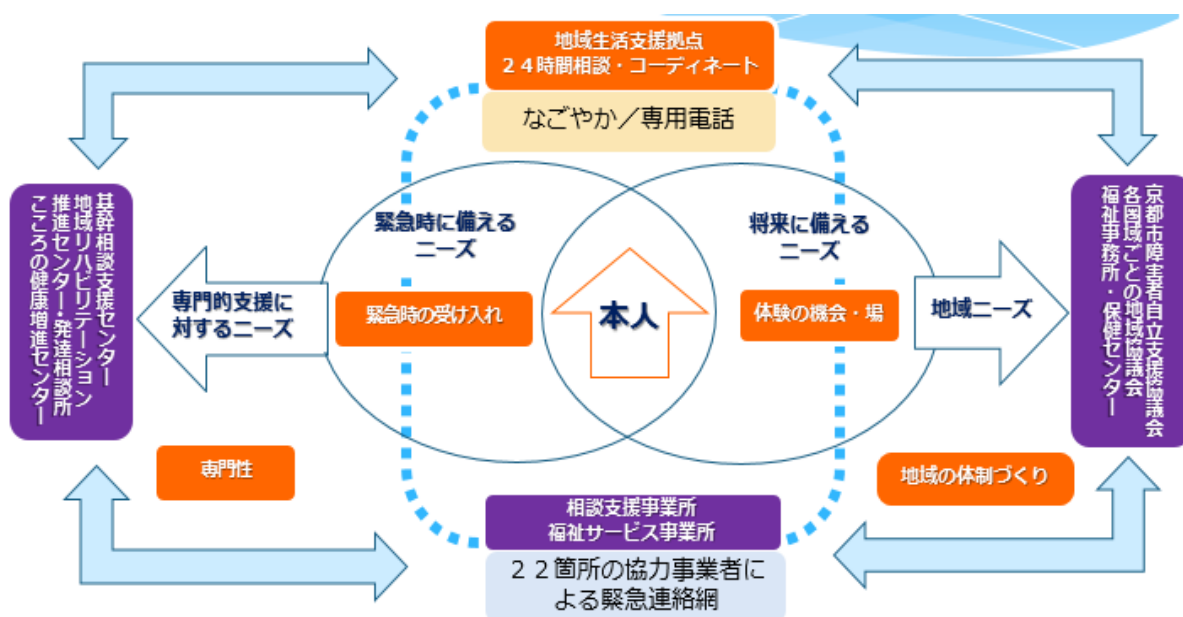
なお、深夜・早朝等の時間帯における相談体制を確保する「相談受付専用電話」については、平成28年7月30日から運用を開始する予定。

#### <24時間相談体制モデル事業>（28年7月からの実施予定分も含む）

	平日（月～金）	土日祝日等
8:30	専用電話（28年7月～） ◆個別相談（電話） ～8:30	専用電話（28年7月～） ◆個別相談（電話） ～11:00
11:00	福祉事務所 保健センター 8:30～17:15	支援拠点（27年6月～） ◆個別相談（電話・来所（訪問）） ◇一般相談（電話・来所） 11:00～19:00
17:15	地域生活支援センター 11:00～ 19:00	
19:00	専用電話（28年7月～） ◆個別相談（電話） 19:00～	専用電話（28年7月～） ◆個別相談（電話） 19:00～

## 5 地域生活支援拠点等の整備の類型

既存の障害者地域生活支援センターに機能付加し、地域における複数の機関が機能を分担して担うことで、効果的に事業を実施する「面的整備型」を採用している。



## 6 事業内容

平成26年度以降、京都市障害者自立支援協議会（年3回）、障害者地域生活支援センター連絡会議（年3回）で事業のあり方や進捗状況等について議論。親の会等の障害者団体（8団体）へのヒアリング、緊急短期入所委託先へ事業説明を行い、意見交換を行った。そのなかで、実施圏域の拡大を含めた本格実施の時期や、福祉サービスや相談支援事業所との連携、受け入れ先としての社会資源の充実等について課題があがった。

また、京都府山城北保健所主催の講演会に講師として参加した。

なお、京都市障害者自立支援協議会は当室を含め、5圏域の地域協議会の会長及び事務局長、事業者代表、社会福祉協議会、市関係機関から合計27名が参画している。障害者地域生活支援センター連絡会議は市内15箇所の支援センターの所長が参画している。

## 7 必要な機能の具体的な実施内容

### (1) 相談

登録者ごとに作成する「緊急対応プラン」に基づき、緊急時には相談支援事業所と連携して、短期入所の調整・移送や訪問系事業所による在宅介護のコーディネート等の相談支援を行う。

支援が必要と見込まれる方に対して、福祉事務所、保健センター及び障害者団体を通じて登録を勧奨し、56名の登録（平成28年3月末時点）がある。

※相談内容のイメージ

- 土日祝日・年末年始に、介助されている家族に体調不良が起きたり、急な予定ができたときに、緊急に障害福祉サービス利用の相談をしたい場合
- 障害のある方の高齢化や重度化、介助されている家族の高齢化等により、将来的に、24時間の緊急対応が必要になる場合

(平成28年7月～実施予定)

事業の枠組みを「個別相談」と「一般相談」に分けて実施

①個別相談

登録者ごとに作成する「緊急対応プラン」に基づき、障害福祉サービスの利用調整等を含めた相談に応じる。

＜事業対象者＞次のいずれかに該当し、登録に必要な個人情報を支援拠点に提供することに同意のある方

- ・単身で在宅生活する重度障害者（障害支援区分4以上の者）
- ・高齢の御家族のみと在宅生活する重度障害者（障害支援区分4以上の者）
- ・在宅生活する重度障害児童（重度障害者等包括支援の度合いにある児童）の保護者

②一般相談

登録者以外からの急を要する相談に対し、電話での相談・助言を行う。

(2) 体験の機会・場

障害のある方の地域生活を支援するため、順次、グループホームの増設を図っており、体験利用にも活用している。登録者本人や家族の将来を見据えた個別のニーズの把握を進めており、適切な体験の機会や場等の提供につなげていく。

また、緊急時の短期入所利用のニーズの把握により、事前の体験入所の実施にもつなげていく。

(3) 緊急時の受け入れ・対応 ※別紙2参照

登録者については、障害者地域生活支援拠点の相談員が個別に家庭訪問を行い、障害・疾病等の状況や、つながりのある機関、緊急連絡先を聞き取った上で、ニーズに応じて具体的な対応方法を記載した個別の「緊急対応プラン」を作成し、電話や来所（又は訪問）による相談を行う際に活用する。また、緊急のサービス提供に備え、圏域内で24時間対応を行っているサービス提供事業者に協力依頼を行い、24時間の緊急連絡網のネットワークづくりに取り組んでいる。さらに、つながりのある機関がない登録者については、事前に緊急連絡網を構成するサービス提供事業者の中から1箇所を選定し、「緊急対応プラン」に位置づける。

(4) 専門的人材の確保・養成

障害者地域生活支援拠点には、コーディネーターとして社会福祉士等の相談員を配

置し、専門的人材を確保している。

地域で支援に従事する者の専門性の向上に向けた取組に関しては、本市のこれまで積み上げて来た様々な取組との連携を図っている。

- ・基幹相談支援センターによる相談支援専門員向けスキルアップ研修
- ・京都市障害者自立支援協議会における医療的ケアの円滑な提供体制整備のための検討及びマニュアル作成
- ・京都市地域リハビリテーション推進センターにおける医療的ケア研修等の地域リハビリテーション推進研修や、事業者職員に対し介助・支援を指導する障害福祉サービス事業所等訪問支援事業

加えて、事業実施によるニーズの精査等を踏まえ、地域における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員等に向けて、短期入所事業所等との調整方法その他緊急時の対応方法に係る研修や、マニュアルの作成等を行う。

#### (5) 地域の体制づくり

「緊急対応プラン」を通じて作り上げる個別の支援ネットワークと、地域の支援を行う者と専門性を有する機関とのスキルアップのためのネットワークを、地域全体の支援のネットワークに広げていくことを目指していく。

そのためには、障害者地域自立支援協議会等を活用して事業についての検討を重ね、地域における円滑かつ適正な相談支援体制及びサービス提供体制の整備を図っていく。

### 8 事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

平成27年度は、登録者への訪問・連絡調整を行い「緊急対応プラン」を作成することで個別ニーズの把握に努めてきたが、緊急時の対応が必要な事例は生じなかった。今後、登録者の個々のニーズに応じた緊急対応を検証する中で、夜間・早朝を含めた緊急時における円滑な支援を実施するための体制構築や、将来に備えた住まいの場の充実と体験の機会・場の確保、地域のネットワークづくり等に係る地域ニーズを抽出し、京都市障害者地域自立支援協議会等で事業の在り方を検討することとし、障害のある方が住み慣れた地域で心豊かに、安心して暮らすことができるよう、自立した地域生活を促進していく。



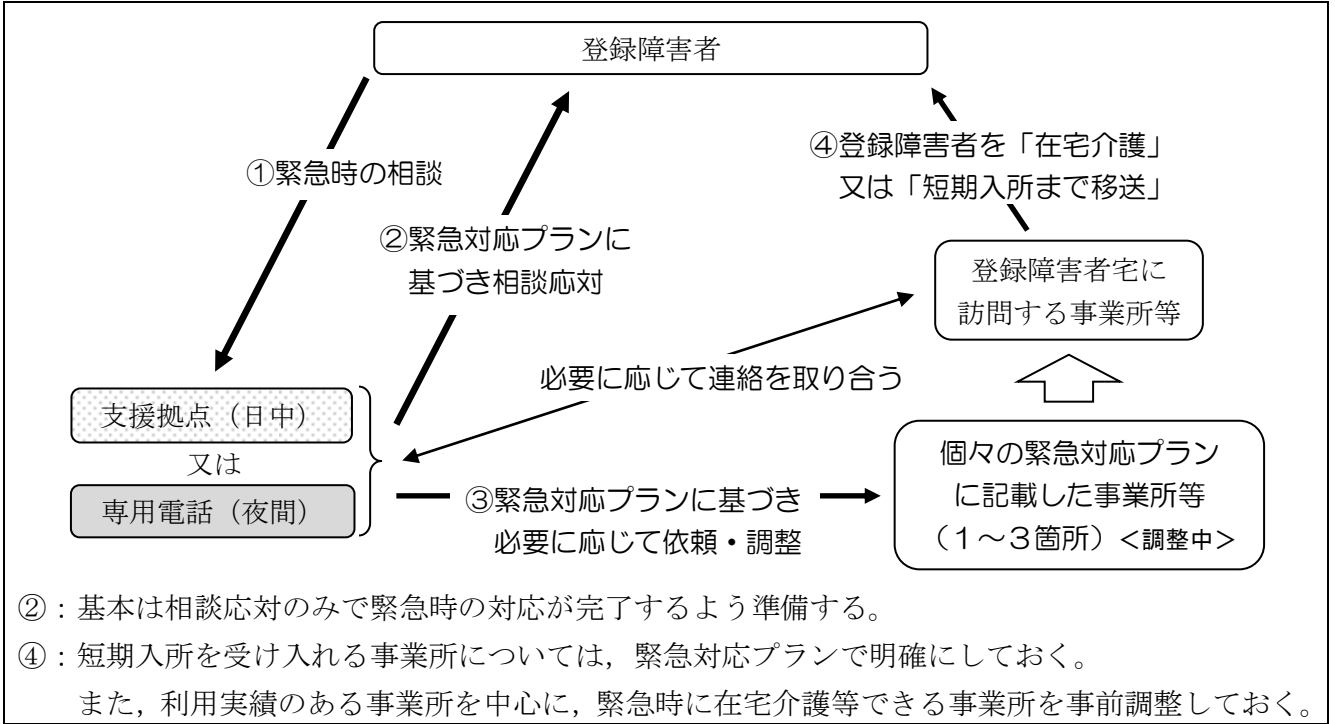


地域生活支援拠点対象者 プラン【週間予定表】

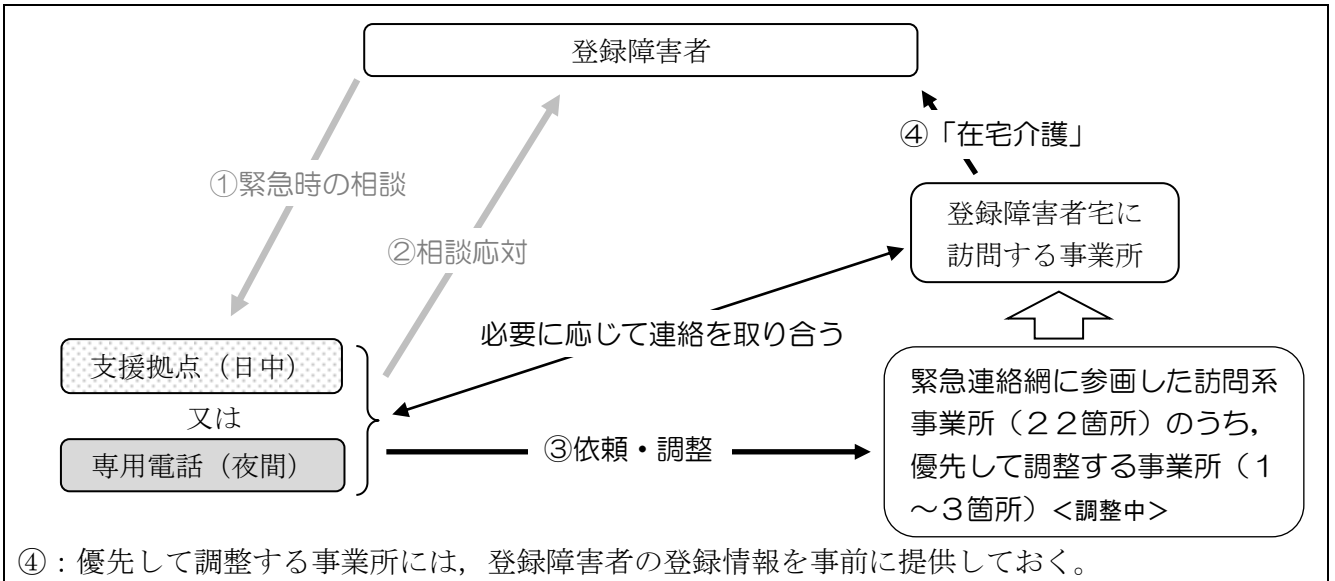
利用者氏名		相談支援事業者名	京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」	作成担当者名	
-------	--	----------	--------------------------	--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								週単位以外のサービス
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

【図1】緊急時の流れ



【図2】緊急対応プランに記載した事業所等・短期入所が入れない場合



【図3】さらに、優先して調整する事業所が入れない場合

